

事業者の皆様へ

ごみの適正処理と減量をお願いします

事業系ごみ（店舗、工場、事務所などの事業所から排出されるごみ）は、種類や業種によって産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、それぞれ処理方法が異なります。また、ごみの中には分別すれば資源物となるものも含まれています。

1. ごみの種類



【表1】産業廃棄物の分類

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの（※）	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳ 上記①～⑯の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

※該当する業種は以下のとおり

- ⑬建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など ⑭建設業、木材・木製品製造業など
⑮建設業、繊維工業に係る天然繊維くず ⑯食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
⑰と畜場、食鳥処理場 ⑱⑲畜産農業

汚れの有無にかかわらず「廃プラスチック類」はすべて産業廃棄物です。

2. ごみの減量方法（3R）

Reduce（発生抑制）

ごみを減らすには、ごみになるものを減らすことが一番大切です。物を大切に使ったり、使い捨て製品や余剰品を見直すなど、ごみが出ない工夫をしましょう。

Reuse（再使用）

ごみの中には、再度利用できるものがあります。使用済みの製品や梱包材など、ごみとして捨てる前に再利用できるものは繰り返し使いましょう。

Recycle（再資源化）

ごみの中には缶・びん・古布・古紙など、資源物になるものが混ざっています。分別を徹底し、資源化を図りましょう。

3. 廃棄物の処理の流れ

発生・分別

収集・運搬

処分

事業系ごみ

分別・保管



事業系一般廃棄物

産業廃棄物



資源回収業者
に委託



一般廃棄物収集運搬
許可業者に委託



リサイクル施設
で再資源化



ごみ処理施設で焼却
(中遠クリーンセンター)



自己処理

収集業者が適正に収集できるよう、処分先ごとに分けて保管してください。

ごみの飛散や流出、悪臭の発生などがないように保管してください。

産業廃棄物の保管や処分方法については、県のパンフレット等を御確認ください。

分別種類、収集方法、料金等は許可業者と相談してください。

事業系一般廃棄物は中遠クリーンセンターに直接搬入することもできますが、地域のごみ集積所に出すことはできません。

適正な分別がされていない場合、中遠クリーンセンターで受入れを拒否する場合があります。

4. ごみ減量のメリット

コストの削減

ごみ処理のコストが削減できるほか、ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことで、合理化や効率化にも繋がります。

地球環境保全

資源保全、省エネルギー、CO₂の削減などにより環境負荷が低減し、次の世代によりよい環境を残すことができます。

イメージアップ

環境問題の関心が高まっている今、ごみの減量や資源化を推進することでイメージアップに繋がります。

持続可能な循環型社会の実現のため
ごみの減量とリサイクルに努めましょう